

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により  
農用地利用集積計画を別紙のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成29年7月1日

寒川町長 木村俊雄

平成29年度

農 用 地 利 用 集 積 計 画 書

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の  
規定により、農用地利用集積計画を定める。

平成29年 7月 1日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 農用地利用集積計画書

利用権を設定する土地			設定する利用権				新 規 更 新 の 別	備 考
地 番	現 況 地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )	権利の種類	利用目的	始 期	終 期		
寒川町一之宮9丁目114	田	1,143	使用貸借権	水稻	平成 29・7・1	平成 32・12・31	更新	